

平成30年4月

# お 願 い

～ロービーム計測手法見直し～

自動車技術総合機構鳥取事務所  
軽自動車検査協会鳥取事務所

自動車技術総合機構・軽自動車検査協会では、本年6月より、検査場におけるヘッドライトテストの計測手法の見直しを行います。

これは、ロービーム適用車の**ロービーム審査の全面施行を進めるうえでの前段階**と位置付け実施するものです。

(※ハイビーム適用車は計測手法に変更ありません。)

見直しにより、**ロービームは必ず左右とも計測**、これまでロービーム不合格となれば無条件でハイビーム計測を実施してきたものが、**ロービームのエルボ一点が照明部中心より高い位置にある場合、その時点でヘッドライト検査は不合格**、ハイビーム計測は実施せず、改めてロービームの調整も必要となります。

これにより、今まで以上に審査に時間を要することが予想されますので、6月以降も検査ラインがスムーズに流れるよう、ロービームでの合格、あるいはロービームの照射光線の位置に留意しながら、受検していただきますようご協力をお願いいたします。

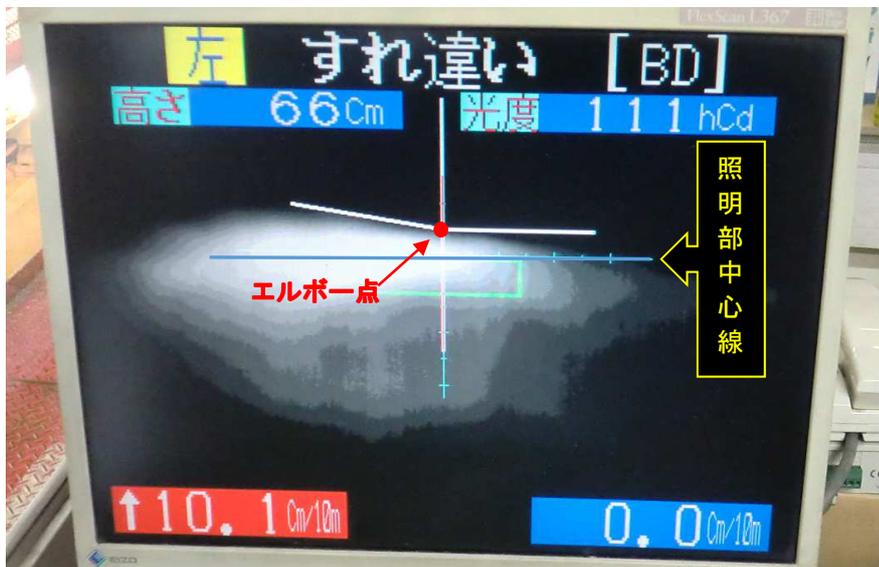
詳細については、既にお知らせしておりますチラシ等をご覧ください。検査官へお尋ね下さい。

これに伴い、検査場では6月までの間、受検者からの依頼に応じ、ロービーム計測値を知らせる対応を行って参ります。記録前進で計測データが消えてしまう機器もありますので、予め検査職員へお伝え下さい。

なお、検査ラインの混雑状況によっては、計測データをお伝えできないケースもございます。その場合はご容赦願います。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

以下に、ロービームの照射光線が他の交通を妨げる例(=エルボ一点が照明部中心より上方)、ロービーム配光位置の目視確認の目安となる手法をいくつか挙げておりますので、参考に願います。

○ロービーム照射光線が他の交通を妨げる一例

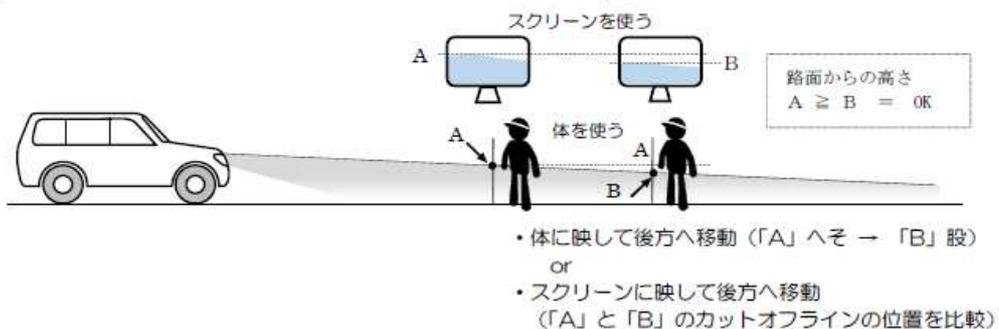


○ロービーム配光確認手法の例 注)過度の配光下向調整を求めるものではありません。

① 一定の距離から配光を直接視認で確認する場合



② 一定の距離で照射した配光から確認する場合



③ 1mの位置で照射した配光から確認する場合

